十七　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる高齢者保健福祉費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「高齢者保健福祉費」と読み替えるものとする。

十八　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる地域振興費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「地域振興費」と読み替えるものとする。

十九　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

二十　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と読み替えるものとする。

十八　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる高齢者保健福祉費の増額があること。

第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「高齢者保健福祉費」と読み替えるものとする。

十九　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる地域振興費の増額があること。

第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「地域振興費」と読み替えるものとする。

二十　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と読み替えるものとする。